

## 茨城県立こども病院の院内感染対策に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、茨城県立こども病院（以下「当院」という。）における院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

### (院内感染対策に関する基本的考え方)

第2条 当院の院内感染対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に迅速に対応することを目指す。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価して、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善して行く。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

### (用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

#### (1) 院内感染

院内感染とは、病院滞在中に感染した疾患及び病院内という環境がなければ発生し得ない感染症で、病院滞在中に発症する場合のほか、退院後に発症する場合もある。

なお、対象者としては、患者、職員及び病院に出入りする全ての関係者が含まれる。

#### (2) 感染対策マニュアル

当院において、院内感染対策のための具体的方策、院内感染発生時の具体的対応及び院内感染の評価と院内感染対策への反映等をまとめたものをいう。感染対策マニュアルは、関係者の協議のもとに感染管理室で作成、点検及び見直しの提言等を行い、感染対策委員会で承認を受けるものとする。

### (感染対策委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、当院に感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、病院長、参与、副院長、第一医療局長、第二医療局長、看護局長、事務局

- 長，第一医療局次長，第二医療局次長，事務局次長，感染管理室長をもって構成する。
- 3 委員会の委員長は，第一医療局長とする。
  - 4 委員会の副委員長は，感染管理室長とする。
  - 5 委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代行する。
  - 6 委員長が必要と認めるときは，関係職員に対し，出席又は資料の提出を求めることができる。
  - 7 委員会の所掌事務は，以下のとおりとする。
    - (1) 感染対策班から提案された院内感染の検討及び見直しに関すること
    - (2) 感染対策のために行う職員に対する指示に関すること
    - (3) 感染対策に関する啓発等に関すること
    - (4) 感染症発生時の対応に関すること
    - (5) 感染症事例の保健所への報告に関すること
    - (6) 感染対策委員会において決定した事項の周知徹底に関すること
    - (7) 感染対策班との連絡調整に関すること
    - (8) その他院内感染対策に関する必要事項
  - 8 委員会は，所掌事務に係る審議等の任務を行う。
  - 9 委員会の検討結果については，所属長（診療部長，科長及び看護師長等の各職場の責任者をいう。以下同じ。）及び感染管理室設置要項第6条に規定する感染対策班員を通じて，各職場に周知する。
  - 10 委員会は，原則として毎月1回開催する。ただし，必要に応じ，臨時の委員会を開催できるものとする。
  - 11 前項前段の委員会の開催にあつては，第2項に定める委員のほか，各所属長等（診療連絡会議構成員）を加えて開催する。
  - 12 委員会の庶務は，感染管理室におく。
  - 13 重大な院内感染が発生した場合には，委員会において速やかに発生の原因を分析し，改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図る。

（職員の責務）

第5条 職員は，業務の遂行に当たって，常日頃から患者への医療，看護等の実施，医療機器の取扱いなどに際しては，院内感染の防止に細心の注意を払わなければならない。

（院内感染対策に関する職員研修についての基本方針）

- 第6条 感染管理室は，院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的として，全職員を対象に院内感染対策に関する職員研修を年2回以上開催するとともに，職員研修の開催結果を記録する。
- 2 感染管理室は，院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

（感染症の発生状況の報告に関する基本方針）

第7条 MRSA等の感染を防止するため，当院の細菌検査結果から感染情報レポートを

作成し、委員会及び感染管理室で確認し、職員への情報供給を行う。

(院内感染発生時の対応に関する基本方針)

- 第8条 職員は、院内感染発生を疑われる事例が発生した場合には感染対策員に通報する。感染対策員は、詳細の把握に努め、感染症発生報告書（別添様式）を作成して院内に周知するとともに、必要な場合には感染対策班の招集を行い、院内感染対策に介入する。
- 2 病院長は重大な院内感染が発生した場合には、委員会を開催し、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図る。
  - 3 感染対策員は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に規定される診断及び届出の手続きについて担当医師に助言指導する。
  - 4 特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は、茨城県と連携を取って対応する。

(当院の院内感染対策規程の閲覧に関する基本方針)

- 第9条 本規程は、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

(院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針)

- 第10条 職員に当院の院内感染対策を周知するため、委員会が別に定めた感染対策マニュアルを各部署及び感染対策員に配付し、職員は感染対策マニュアルに基づいて感染対策を実施する。
- 職員は感染対策上の疑義が解消できない場合は、感染管理室又は委員会に照会する。

(患者・家族への対応)

- 第11条 院内感染が発生した場合は、患者に対して誠心誠意治療に専念するとともに、患者及び家族に対しては、誠意をもって院内感染の説明等を行う。

(事実経過の記録)

- 第12条 医師、看護師等は、患者の状況、処置の方法、患者及び家族への説明内容等を、診療録、看護記録等に詳細に記載する。

(その他)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

付 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 11 月 8 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。